

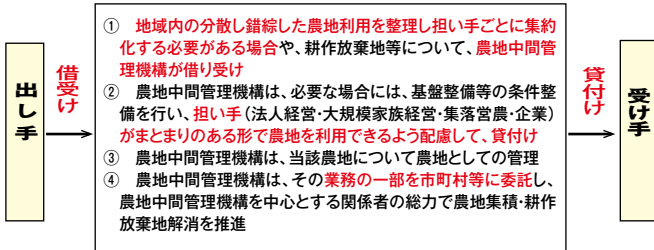
# 改革その③ 農地中間管理機構の設立

平成24年度から開始した、各市町村における「人・農地プラン」の作成過程において、「高齢農家が農業経営からリタイアした場合は？」「農地を貸し付けたいが、受け手がない。」等の意見が多く、信頼できる農地の中間的受け皿をつくり、「人・農地」問題の解決を円滑に進めるのを目的に、**農地中間管理機構**を設立しました。

## 1 農地中間管理機構の仕組み

- (1) 農地中間管理機構の整備・活用  
(法整備・予算措置・現場の話し合いをセットで推進)

### 農地中間管理機構（都道府県に1つ）（農地集積バンク）



## (2) 耕作放棄地対策の強化

- 既に耕作放棄地予備軍となっている農地のほか、耕作していた所有者の死亡等により耕作放棄地となるおそれのある農地（耕作放棄地予備軍）も対策の対象とする。
- 農業委員会は、所有者に対し、農地中間管理機構に貸す意思があるかどうかを確認することから始めることとする等、手続きの大幅な改善・簡素化により、耕作放棄地状態の発生防止と速やかな解消を図る。
- 農地の相続人の所在がわからないこと等により所有者不明となっている耕作放棄地については、公告を行い、都道府県知事の裁定により農地中間管理機構に利用権を設定。

## 2 関連予算

機構への農地の出し手に対する支援（機構集積協力金）【253億円】≪全額国庫補助≫

1. 地域に対する支援（地域集積協力金）【140億円】

- 交付対象者：市町村内の「地域」（集落など）
- 交付要件：「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること
- 交付単価  
地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価

（2割超5割以下：2.0万円/10a）  
（5割超8割以下：2.8万円/10a）  
（8割超：3.6万円/10a）

左の単価に機構への貸付面積を乗じた金額を交付（使い方は地域の判断）

2. 個々の出し手に対する支援

(1) 経営転換・リタイアする場合の支援（経営転換協力金）【65億円】

- 交付対象者：機構に貸し付けることにより、「経営転換する農業者」「リタイアする農業者」「農地の相続人」
- 交付要件：全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること（集落営農組織と特定農作業委託契約を原則10年以上締結した場合も対象）
- 交付単価

（0.5ha以下：30万円/戸）  
（0.5ha超2ha以下：50万円/戸）  
（2ha超：70万円/戸）

(2) 農地の集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）【45億円】

- 交付対象者：機構の借受農地等に隣接する農地（交付対象農地）について、「自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者」「所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者」
- 交付要件：交付対象農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること
- 交付単価 2万円/10a

# 改革その④ 経営所得安定対策の見直し

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き**生産コストと販売額の差に相当する額**を直接交付します。

## 1 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物（麦、大豆等）について、引き続き生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付します。

### (1) 交付対象者

26年度は、予算措置により引き続き全ての販売農家、集落営農を対象に実施します。  
※ 27年度からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定就農者を対象に実施する予定です（いずれも規模要件は課しません）。

### (2) 支払方法

支払いについては、数量払を基本とし、面積払（営農継続支払）をその内金として支払います。

### (3) 数量払

#### ① 交付対象数量

麦、大豆、てん菜、てん粉原料用ばれいしよ、そば、なたねの当年産の出荷・販売数量

#### ② 交付単価（全国一律）

全算入生産費をベースに算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位数量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。  
※ 営農継続支払を受けた方には、その交付額を控除して支払います。

## (4) 営農継続支払

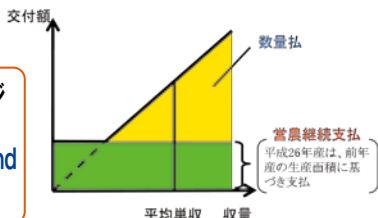
### ① 交付対象面積

麦、大豆、てん菜、てん粉原料用ばれいしよ、そば、なたねの生産面積  
26年度は、従前どおり前年度の生産面積（前年度の生産数量を都道府県別の前年度の実単収で割り戻した面積）に基づき支払います。  
27年度からは、当年産の作付面積に基づき支払う予定です。

### ② 交付単価

2.0万円 / 10a  
(そばについては1.3万円/10a)

### 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



詳しくは、農水省ホームページ  
(<http://www.maff.go.jp/j/kanbo/saisei/minaoshi/ind ex.html>)を参照下さい。

## 2 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

26年度において規模要件が残る収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）に加入できない方が、27年度からのナラシへの移行を円滑に進めるため、26年度に限り、予算措置で農業者の**抛出を求めず**に対策を実施します。

### (1) 交付対象者

26年度の米の直接支払交付金の交付対象者のうち、ナラシ対策に加入していない者

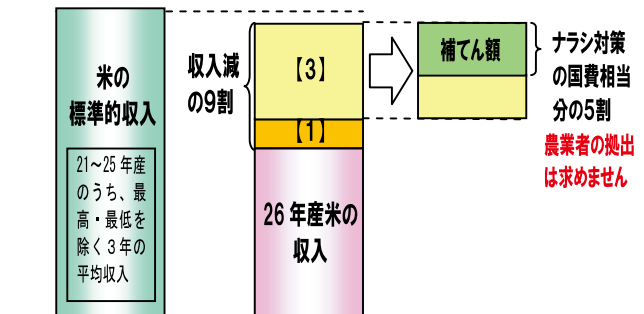
### (2) 交付対象品目

米

### (3) 補てん額

26年度のナラシ対策で米の補てんが行われる場合は、ナラシ対策の国費分相当の5割を交付します。農業者の**抛出は求めません**。

〔都道府県単位で算定〕



## 3 米の直接支払交付金（定額部分）（7,500円/10a）

米については、諸外国との生産条件格差から生じる不利はなく、構造改革にそぐわない面があることから、26年度米から単価を7,500円/10aに削減した上で、平成29年度までの時限措置として実施します（平成30年度から廃止）。

### (1) 交付対象者

米の生産数量目標（面積換算値）に従って、販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

### (2) 交付対象面積

主食用米の作付面積から、自家消費米相当として一律10a控除して算定

## 4 米価変動補填交付金（変動部分）（26年度から廃止）